○耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件(平成十二年建設省告示第千三百八十号)

に厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードを張ったもの② 厚さがハミリメートル以上のスラグせっこう系セメント板の上	
のせっこうボードを張ったもの	
11	
1) 厚さがトニミナメートレ以上のせっこうだード(毎とせっこう) ―とすること	
次の⑴から⑸までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの	
□ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ	
と、一直の本式(前の墓)はる間在世紀に在るするに除る。)ででることである。	
(付力達ごかる間士加養工系る opに限る。)にあっては、次に定めるものとする。	
口に掲げる	
に防止することができる構造とするものに限る。)とする。	
の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効	
らに類する部分(以下「取合い等の部分」という。)を、当該取合い等	
構造方法にあっては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これ	
第一 壁の構造方法は、次に定めるもの(第一号ロ及び第三号ロに定める	
める件	
耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定	
建築物の主要構造部の構造方法を次のように定める。	
の二第一項第一号の規定に基づき、耐火建築物とすることを要しない特殊	
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百十五条の二	(削る)
旧	新
(傍線部分は改正部分)	
(学長の子は女三の子)	

(3) 厚さが十六ミリメートル以上の強化せっこうボード

(4) が九ミリメートル以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったも 厚さが十二ミリメートル以上の強化せっこうボードの上に厚さ

0)

(5) に厚さが十二ミリメートル以上の強化せっこうボードを張ったも 厚さが九ミリメートル以上のせっこうボード又は難燃合板の上

 \mathcal{O}

-----る非耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、 令第百十五条の二の二第 項第一号ロに掲げる技術的基準に適合す 次に定めるものと

ロイする。 耐火構造とすること。 前号口に定める構造とすること。

耐力壁である外壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。 令第百十五条の二の二第1項第一号に掲げる技術的基準に適合する

耐火構造(耐力壁である外壁に係るものに限る。)とすること。

間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に次の(1)

第一第一号ロ(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆が設けら 又は②に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に

れた構造とすること。

(1) 厚さが十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板

塗厚さが二十ミリメートル以上の鉄網モルタル

(2) 令第百十五条の二の二第一項第一号ロ及びハに掲げる技術的基準に

兀

適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法に

あっては、次に定めるものとする。

イ耐火構造とすること。

ロ 前号ロに定める構造とすること。

る柱の構造方法は、次に定めるものとする。 第二 令第百十五条の二の二第一項第一号イに掲げる技術的基準に適合す

耐火構造とすること。

は「六センチメートル」と読み替えるものとする。第四第二号ロのは「六センチメートル」と、同号ロ中「三センチメートル」とあるのは「おいて、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「おいて、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「おいて、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「おいて同じ。

のは 場合において、 とあるのは に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この 一号ハにおいて同じ。 一号に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易 当該柱を有する建築物全体が、 「四・五センチメートル」と、 一六センチメートル」と読み替えるものとする。 同告示第一 一号イ中 昭和六十二年建設省告示第千九百 「二・五センチメートル」とある 同号口中 「三センチメートル 第四第

適合する床の構造方法は、次に定めるものとする。 第三 令第百十五条の二の二第一項第一号イ及びロに掲げる技術的基準に

耐火構造とすること。

- する構造とすること。 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、 かつ、 次に掲げる基準に適合
- 設けられていること。 表側の部分に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が
- 以下 ーティクルボード、 厚さが十二ミリメートル以上の構造用合板、 「合板等」という。 デッキプレートその他これらに類するもの の上に厚さが十二ミリメートル以上の 構造用パネル、
- を張ったもの 硬質木片セメント板又は軽量気泡コンクリート

せっこうボード、

- (2) トル以上モルタル、 厚さが十二ミリメートル以上の合板等の上に厚さ十二ミリメー コンクリートを含む。以下同じ。 コンクリート (軽量コンクリート及びシンダ)又はせっこうを塗ったもの
- (3) 厚さ四十ミリメートル以上の木材
- (4) 畳(ポリスチレンフォームの畳床を用いたものを除く。
- する防火被覆が設けられていること。 裏側の部分又は直下の天井に次の⑴から⑷までのいずれかに該当
- のものに限る。 二ミリメートル以上のせっこうボードを張り、 十ミリメートル以上のロックウール ○二四以上のものに限る。 厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードの上に厚さが十 以下同じ。 以下同じ。 又はグラスウール (かさ比重が○・○二四以上)を張ったもの その上に厚さが五 (かさ比重が○・
- (2) が十二ミリメートル以上の強化せっこうボードを張ったもの 厚さが十二ミリメートル以上の強化せっこうボードの上に厚さ
- たもの が五十ミリメートル以上のロックウール又はグラスウールを張っ 厚さが十五ミリメートル以上の強化せっこうボードの上に厚さ

が九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張ったもの 4 厚さが十二ミリメートル以上の強化せっこうボードの上に厚さ

することができる構造とすること。
木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止ハ 防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て

耐火構造とすること。

か、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。 第三第二号ロ⑴から⑷までのいずれかに該当する防火被覆を設ける

イ 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合している

حے

千九百一号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第

木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止三一防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

る軒裏の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。第五 令第百十五条の二の二第一項第一号ロに掲げる技術的基準に適合すすることができる構造とすること。

。 物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること 物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること 等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築 でのいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、防火被覆の取合い

<u>ったもの</u> イ 厚さが十五ミリメートルの強化せっこうボードの上に金属板を張

の合計が十六ミリメートル以上のもの 繊維混入ケイ酸カルシウム板を二枚以上張ったもので、

第一第三号ロ(1)又は(2)に該当するもの

を木材で造り、これらと外壁(軒桁を含む。 野地板(厚さが三十ミリメートル以上のものに限る。 たるきと軒桁との取合い等の)とのすき間に次のいず)及びたるき

れかに該当する防火被覆を設け、

かつ、

部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。 部分を、当該取合い等の部分にたるき欠きを設ける等当該建築物の内

等」という。)を塗ったもの 十ミリメートル以上のしっくい、 厚さが十二ミリメートル以上の木材の面戸板の屋内側に厚さが四 土又はモルタル(以下「しっくい

構造とするものに限る。) にしっくい等を塗ったものにあっては、当該しっくい等が自立する に厚さが二十ミリメートル以上のしっくい等を塗ったもの(屋内側 厚さが三十ミリメートル以上の木材の面戸板の屋内側又は屋外側

- 6 -

○ひさしその他これに類するものの構造方法を定める件(平成十二年建設省告示第千三百八十一号)

(傍線部分は改正部分)

では、 でも、 でも	新
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百十五条の二第一項第四号に規定する構造方法 大人構造に用いる構造方法 一	旧